

## 主任技術者等の兼務制限の緩和について

### 1 趣旨

人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者及び現場代理人の兼務制限は、次のとおりとする。

### 2 兼務制限一覧表

請負金額 (税込)	主任技術者等	現場代理人
	兼務制限	兼務制限
1 億円以上 (2 億円以上)	<p style="text-align: center;"><b>2 件以内</b></p> <p>○竹原市内で密接な関係（※1）があり、相互の工事箇所の間隔が10km程度の公共工事に限る。 （監理技術者を配置した工事での兼務は不可） （監理技術者の専任特例2号の取扱いは広島県に準じる。）</p>	同左
1 億円未満 (2 億円未満)	<p style="text-align: center;"><b>2 件以内</b></p> <p>次のいずれかであること</p> <p>(1) 次の条件をすべて満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹原市内で工事現場間の間隔が10km程度以内であること。</li> <li>・密接な関係（※1）がある公共工事であること。</li> </ul> <p>（監理技術者を配置した工事での兼務は不可。）</p> <p>(2) 次の条件を全て満たすこと （専任特例1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場間が、一日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合に、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。</li> <li>・下請次数が3を超えないこと</li> <li>・連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。</li> <li>・工事現場の施工体制を情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること（※3）</li> <li>・人員配置計画書を作成し、各工事現場及び営業所に備え置くこと</li> <li>・工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。</li> <li>・上記のほか、監理技術者制度運用</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>2 件以内</b></p> <p>○竹原市内で密接な関係（※1）があり、相互の工事箇所の間隔が10km程度の公共工事に限る。 （監理技術者を配置した工事での兼務は不可）</p>

4,500万円以上 (9,000万円以上)	マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。	
4,500万円未満 (9,000万円未満)	兼務制限なし	5件以内  ○竹原市内の公共工事に限る (災害復旧工事を除く※2)

兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※2 市が業務として発注し工事との兼務を認めている道路環境保全委託（路線委託）に係る主任技術者等についても、兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※3 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認ができる等の場合の条件は、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて）による。

※ 請負金額（ ）内の金額は、建築一式工事の場合を示す。

※ 兼務の条件、手続きについては、公告共通事項、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

※ 「専任特例」とは建設業法第二十六条第三項ただし書により設けられた特例を指し、監理技術者制度運用マニュアルにより同項第一号による場合を「専任特例1号」、同項第二号による場合を「専任特例2号」という。

### 3 適用期間

令和7年6月1日から

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。（入札手続中の工事は、契約後から対象とする。）

ただし、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完了し、この取扱いの範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しない。